

**代理人を通じた担保授受等を可能とするための
業務方法書の取扱い等の一部改正について**

I. 改正趣旨

国債証券に係る清算約定の決済に係る国債証券の授受並びにCDS清算業務における資金決済及び証拠金等の担保に係る代用有価証券及び金銭の授受（以下「担保授受等」という。）について、清算参加者の利便性に鑑み、あらかじめ当社の承認を得た場合には、代理人を通じて担保授受等を行うことを可能とすべく、業務方法書の取扱い及びCDS清算業務に関する業務方法書の取扱いについて、別紙のとおり所要の制度改正を行う。

II. 改正概要

（備 考）

1. 代理人を通じた国債証券に係る清算約定の決済に係る国債証券の授受

- ・国債証券に係る清算約定の決済について、あらかじめ当社の承認を得た場合には、代理人を通じて国債証券の授受を行うことができるものとする。
- ・CDS清算業務における担保授受等について、あらかじめ当社の承認を得た場合には、代理人を通じて行うことができるものとする。

・ 業務方法書の取扱い第20条第1項第1号c

・ CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い第17条第2項第1号c及びd、第22条第2項、第52条第3項

2. その他

- ・ その他、所要の改正を行うものとする。

・ 業務方法書の取扱い第20条第1項第1号a及びb、第2項第1号b

III. 施行日

平成26年6月2日から施行する。

以 上

業務方法書の取扱い等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1	業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	2
2	CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	4

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(国債証券及び金銭の授受方法)</p> <p>第20条 業務方法書第72条第1項に規定する決済及び同第73条の12第1項に規定する受渡決済に伴う国債証券の授受は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づき日本銀行に開設された口座の振替（非課税扱いの条件が付された売買の決済にあつては、非課税口座の振替）により行うものとし、この場合における国債資金同時受渡依頼は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 渡方清算参加者と当社との間の決済については、次のaからcまでに掲げる区分に従い、当該aからcまでに定めるところにより行う。</p> <p>a <u>渡方清算参加者の口座と当社の口座との間で振替を行う場合</u></p> <p>渡方清算参加者が、日本銀行に対して国債資金同時受渡依頼を行う。</p> <p>b <u>日本銀行が定める日本銀行国債振替決済業務規程第11条第1項の規定により日本銀行が指定する参加者（あらかじめ当社に届け出た者に限る。）の口座と当社の口座との間で振替を行う場合</u></p> <p>当該日本銀行が指定する参加者が、日本銀行に対して国債資金同時受渡依頼を行う。この場合において、渡方清算参加者は、当該日本銀行が指定する参加者に対し必要な指示を行うものとする。</p> <p>c <u>代理人の口座と当社の口座との間で振替を行う場合（当社が定めるところによりあらかじめ当社の承認を得た場合に限る。）</u></p> <p>当該代理人が、日本銀行に対して国債資金同時受渡依頼を行う。この場合において、当社の承認を得た渡方清算参加者は、当該代理人に対</p>	<p>(国債証券及び金銭の授受方法)</p> <p>第20条 業務方法書第72条第1項に規定する決済及び同第73条の12第1項に規定する受渡決済に伴う国債証券の授受は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づき日本銀行に開設された口座の振替（非課税扱いの条件が付された売買の決済にあつては、非課税口座の振替）により行うものとし、この場合における国債資金同時受渡依頼は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 渡方清算参加者と当社との間の決済については、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定めるところにより行う。</p> <p>a <u>渡方清算参加者が、日本銀行が定める日本銀行国債振替決済業務規程第2条第5号に規定する参加者である場合</u></p> <p>渡方清算参加者が、日本銀行に対して国債資金同時受渡依頼を行う。</p> <p>b <u>渡方清算参加者が、日本銀行が定める日本銀行国債振替決済業務規程第2条第6号に規定する間接参加者である場合</u></p> <p>渡方清算参加者が、日本銀行が定める日本銀行国債振替決済業務規程第11条第1項の規定により日本銀行が指定する参加者（あらかじめ当社に届け出たものに限る。）を通じ、日本銀行に対して国債資金同時受渡依頼を行う。</p> <p>(新設)</p>

し必要な指示を行うものとする。

(2) (略)

2 業務方法書第72条第1項規定する決済及び同第73条の12第1項に規定する受渡決済に伴う金銭の授受は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 金銭を支払う清算参加者は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用した国債資金同時受渡に伴う金銭の受払いを行うために日本銀行に設けられた当該清算参加者の口座（当該口座がない場合には、日本銀行に設けられた日本銀行当座勘定取引先の口座のうちから、当該清算参加者が日本銀行金融ネットワークシステムを利用した国債資金同時受渡に伴う金銭の受払いを行うために選定した口座）のうちから、当該清算参加者が指定した口座（以下「指定口座」という。）から、日本銀行に設けられた当社の口座に振り込むものとする。この場合における資金受渡依頼は、次のa又はbに定めるところにより行うものとする。

a (略)

b 金銭を支払う清算参加者以外の日本銀行当座勘定取引先の口座から振り込む場合

当該日本銀行当座勘定取引先が、日本銀行に対して資金受渡依頼を行う。この場合において、金銭を支払う清算参加者は、当該日本銀行当座勘定取引先に対し必要な指示を行うものとする。

(2) (略)

3 (略)

付 則

この改正規定は、平成26年6月2日から施行する。

(2) (略)

2 業務方法書第72条第1項規定する決済及び同第73条の12第1項に規定する受渡決済に伴う金銭の授受は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 金銭を支払う清算参加者は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用した国債資金同時受渡に伴う金銭の受払いを行うために日本銀行に設けられた当該清算参加者の口座（当該口座がない場合には、日本銀行に設けられた日本銀行当座勘定取引先の口座のうちから、当該清算参加者が日本銀行金融ネットワークシステムを利用した国債資金同時受渡に伴う金銭の受払いを行うために選定した口座）のうちから、当該清算参加者が指定した口座（以下「指定口座」という。）から、日本銀行に設けられた当社の口座に振り込むものとする。この場合における資金受渡依頼は、次のa又はbに定めるところにより行うものとする。

a (略)

b 金銭を支払う清算参加者以外の日本銀行当座勘定取引先の口座から振り込む場合

金銭を支払う清算参加者が、当該日本銀行当座勘定取引先を通じ、日本銀行に対して資金受渡依頼を行う。

(2) (略)。

3 (略)

CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用有価証券) 第17条 (略)</p> <p>2 業務方法書第7条第2項に規定する代用有価証券の預託の方法その他代用有価証券に関する事項は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 国債証券の預託方法その他の取扱い a・b (略)</p> <p><u>c 清算参加者は、当社が定める事項を記載した書面を当社に提出し、あらかじめ当社の承認を得た場合には、上記aに規定する国債証券の預託及び返戻を、代理人を通じて行い、受けることができる。この場合において、当該預託及び返戻は、日本銀行又はその下位機関に設けられた当該代理人名義の口座を通じて行うこととする。</u></p> <p>(2) アメリカ合衆国財務省証券の預託方法その他の取扱い a～d (略)</p> <p><u>e 清算参加者は、当社が定める事項を記載した書面を当社に提出し、あらかじめ当社の承認を得た場合には、上記aからcに規定する財務省証券の預託及び返戻を、代理人を通じて行い、受けることができる。この場合において、当該預託及び返戻は、当該代理人名義の口座を通じて行うこととする。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(代用有価証券) 第17条 (略)</p> <p>2 業務方法書第7条第2項に規定する代用有価証券の預託の方法その他代用有価証券に関する事項は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 国債証券の預託方法その他の取扱い a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) アメリカ合衆国財務省証券の預託方法その他の取扱い a～d (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
<p>(金銭の授受の方法) 第22条 (略)</p> <p>2 <u>清算参加者は、当社が定める事項を記載した書面を当社に提出し、あらかじめ当社の承認を</u></p>	<p>(金銭の授受の方法) 第22条 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>得た場合には、前項に規定する金銭の授受を、代理人を通じて行うことができる。この場合において、当該授受は、当該代理人名義の日本銀行当座勘定を通じて行うこととする。</u></p>	
<p>(資金決済の方法)</p>	<p>(資金決済の方法)</p>
<p>第52条 (略)</p>	<p>第52条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>清算参加者は、当社が定める事項を記載した</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>書面を当社に提出し、あらかじめ当社の承認を</u></p>	
<p><u>得た場合には、前項に規定する金銭の授受を、</u></p>	
<p><u>代理人を通じて行うことができる。この場合に</u></p>	
<p><u>において、当該授受は、当該代理人名義の日本銀</u></p>	
<p><u>行当座勘定を通じて行うこととする。</u></p>	
<p>4 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年6月2日から施行する。</p>	